（様式２）

社会教育主事講習受講申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和６年　　月　　日

北海学園大学学長　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　令和６年度社会教育主事講習を受講したいので受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ﾌﾘｶﾞﾅ  氏　名 |  | | | | | 生年月日  (西暦) | | | 年　　　月　　　日 | | | | | |
| 年齢 　歳 | | | | | 性別：　男・女 |
| 現住所 | (〒　　-　　　)  連絡先（TEL：　　　　　　　　）  （E-mail：　　　　　　　　　　　　　　　　）受講連絡に使用します。  緊急時連絡先（本人以外）（TEL：　　　　　　　　　）※本人との関係： | | | | | | | | | | | | | |
| 所属先  （所属がない場合は無職と記載） | 名　　称 | | （勤務先：　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | | | |
| 職　　名 | |  | | | | | 常勤・非常勤の別 | | | | | |  |
| 所 在 地 | | (〒　　　　　　　) | | | | | | | | | | | |
| 連 絡 先 | | TEL | |  | | | | | FAX | |  | | |
| E-mail | |  | | | | | | | | | |
| 提供可能連絡先 | | いずれも可・TELのみ可・E-mailのみ可・提供不可  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
|  | | | 科　　　　　目 | | | | 単　位 | | | | 受　　講　　希　　望　　欄 | | | |
| 受講希望科目  ※受講希望欄に○印をすること。 | | | 生涯学習支援論 | | | | ２ | | | |  | | | |
| 社会教育経営論 | | | | ２ | | | |  | | | |
| 単位修得の認定を受  けた科目及び単位 | | | |  | | 単位修得の認定を希  望する科目及び単位 | | | | | | | 生涯学習概論　２  社会教育演習　２ | |
| 受講資格 | | 社会教育主事講習等規程第２条の第　号に該当　※ご自身でご確認ください | | | | | | | | | | | | |
| 最終学歴 | |  | | | | | | | | | | | | |
| 職　　歴  (資格関係分) | | 自 年　　　月　　至　　　月（　　年　　カ月）  自 年　　　月　　至　　　月（　　年　　カ月） | | | | | | | | | | | | |
| 個人情報提供の有無 | | ☐個人情報の提供に同意いたします。 | | | | | | | | | | | | |

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例：(株)○○会社（勤務先：○○図書館）

（備　考）

１　単位修得の認定を受けた科目及び単位の欄には、社会教育主事講習等規程第３条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第７条第２項及び第３項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付すること。

２　今後自治体から継続的な学習機会に関する情報提供や各自治体が実施する事業への協力依頼をお願いするために、社会教育主事講習の修了者の**氏名・所属・提供可能連絡先**について都道府県教育委員会へ情報提供を行う。公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者（指定管理を含む）は勤務先の教育委員会、それ以外の方（民間企業に勤務する者、学生、家事等）については、お住まいの都道府県教育委員会に情報提供を行う。また、受講している主事講習実施機関が情報を活用する場合もある（社会教育主事講習中にかかる事務を除く）。上述の個人情報の提供に同意する場合は「個人情報提供の有無」欄にチェックすること。

３　受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書（社会教育主事講習等規程第２条の第1号の場合）、教育職員の普通免許状の写し（社会教育主事講習等規程第２条の第２号の場合）、所属長の勤務証明書等（社会教育主事講習等規程第２条の第３、４、５号の場合）とする。

参考）社会教育主事講習等規程第2条各号

第２条　講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者

二　教育職員の普通免許状を有する者

三　二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者

四　四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者

五　その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者